

事業譲渡契約書

東京東信用金庫（以下「甲」という）及び船橋信用金庫（以下「乙」という）は、下記のとおり事業譲渡契約を締結する。

第1条（事業譲渡）

乙は、本契約書に定める条項に従い、平成14年 6月17日（以下「事業譲渡日」という）をもって、乙の事業の全部を甲に譲渡し、甲はこれを譲り受ける（以下この事業譲渡を「本事業譲渡」という）。

ただし、事業譲渡日については、手続きの進行に応じ必要があるときは、甲乙協議のうえ変更することができる。

第2条（譲渡財産）

前条により乙が甲に譲渡すべき事業の範囲は、事業譲渡日現在における次の各号に定める乙の資産、負債（以下「譲渡財産」という）及びこれに付随する権利義務等におよぶものとする。

- ① 貸出金等与信資産のうち、甲乙協議のうえ譲渡の対象として確定したもの
なお、当該譲渡対象の確定にあたっては、善意かつ健全な債務者の保護の趣旨に反しないものとする
- ② 現金及び預け金のうち、甲乙協議のうえ譲渡の対象として確定したもの
- ③ 預金、定期積金債務
- ④ その他の資産及び負債のうち、甲乙協議のうえ譲渡の対象として確定したもの

第3条（譲渡対価）

乙が甲に譲渡する本事業譲渡の対価は無償とする。

第4条（引継・移転手続き）

1. 乙は、譲渡財産の明細を記載した引継書を作成し、事業譲渡日に当該引継書とともに譲渡財産及び関係帳簿類を甲に引き渡す。
2. 前項の譲渡財産の引き渡しにつき、移転行為又は対抗要件として登記、登録、承諾、通知等の諸手続きを要するものについては、甲乙が協力してこれを行なう。

第5条（資金援助）

甲は、乙の事業を譲受ける前提として、本契約及び預金保険法その他関係法令に基づき認められる範囲で、預金保険機構に対し、預金保険法第59条に基づく資金援助を申し込むこととする。なお、資金援助申請については、甲乙協力して行なうこととする。

第6条（調査）

1. 乙は、本契約締結後、甲又は甲の指定する第三者が乙に立ち入り、帳簿・書類等を調査することを承認する。
2. 前項の調査の時期・期間・方法等については、別途甲乙協議のうえ決定する。
3. 乙は、前条項に基づく調査につき可能な範囲で協力する。

第7条（従業員の扱い）

1. 乙の従業員の取扱いについては、甲乙別途協議の上決定する。
2. 乙は、乙の全従業員について事業譲渡日までに発生する賃金・退職金債務その他乙との労働協約に基づき若しくはこれに付帯して発生した一切の債務を履行し、甲は同債務を承継しないものとする。

第8条（与信資産の劣化防止に対する協力）

甲及び乙は、乙の与信資産の劣化防止を含め円滑な事業譲渡を進めるため本契約締結後は誠実に協議し、相互に協力する。

第9条（善管注意義務）

乙は、本契約の締結日以降事業譲渡日にいたるまで、善良な管理者の注意義務をもって業務を遂行し、かつ財産を管理するものとし、これに重大な影響を及ぼす行為をなす場合には、予め甲と協議して実行する。

第10条（総代会）

甲及び乙は、平成14年5月末日までに、この契約の承認及び事業譲渡に必要な事項について、総代会による決議又は裁判所の許可を得る。

第11条（費用負担）

本契約に基づき事業譲渡に関して生ずる費用の負担については、別途、甲乙協議の上決定する。但し、第6条に定める費用はすべて甲の負担とする。

第12条（解除条項）

甲及び乙は次のいずれかの事由が発生したときは本契約を解除できる。

- (1) 本契約に基づく事業譲渡について、預金保険法第61条の適格性の認定を受けられなかったとき
- (2) 甲が第5条に定める資金援助に関する契約を締結できなかったとき
- (3) 事業譲渡日までに本契約に基づく事業譲渡の実現に重大な支障が生じたとき

第13条（規定外事項の協議）

本契約に定めのない事項若しくは本契約の解釈に関して疑義が生じた場合については、本契約の趣旨並びに信義誠実の原則に従い甲乙協議のうえ決定する。

以上の合意を証するために本書面を作成し、甲乙が署名又は記名のうえ捺印し、各1通を保有する。

平成14年 4月 1日

甲 東京都墨田区東向島2丁目36番10号

東京東信用金庫

会長

中澤 靖



乙 千葉県船橋市本町2丁目3番8号

船橋信用金庫

金融整理管財人

千葉



金融整理管財人

太田

